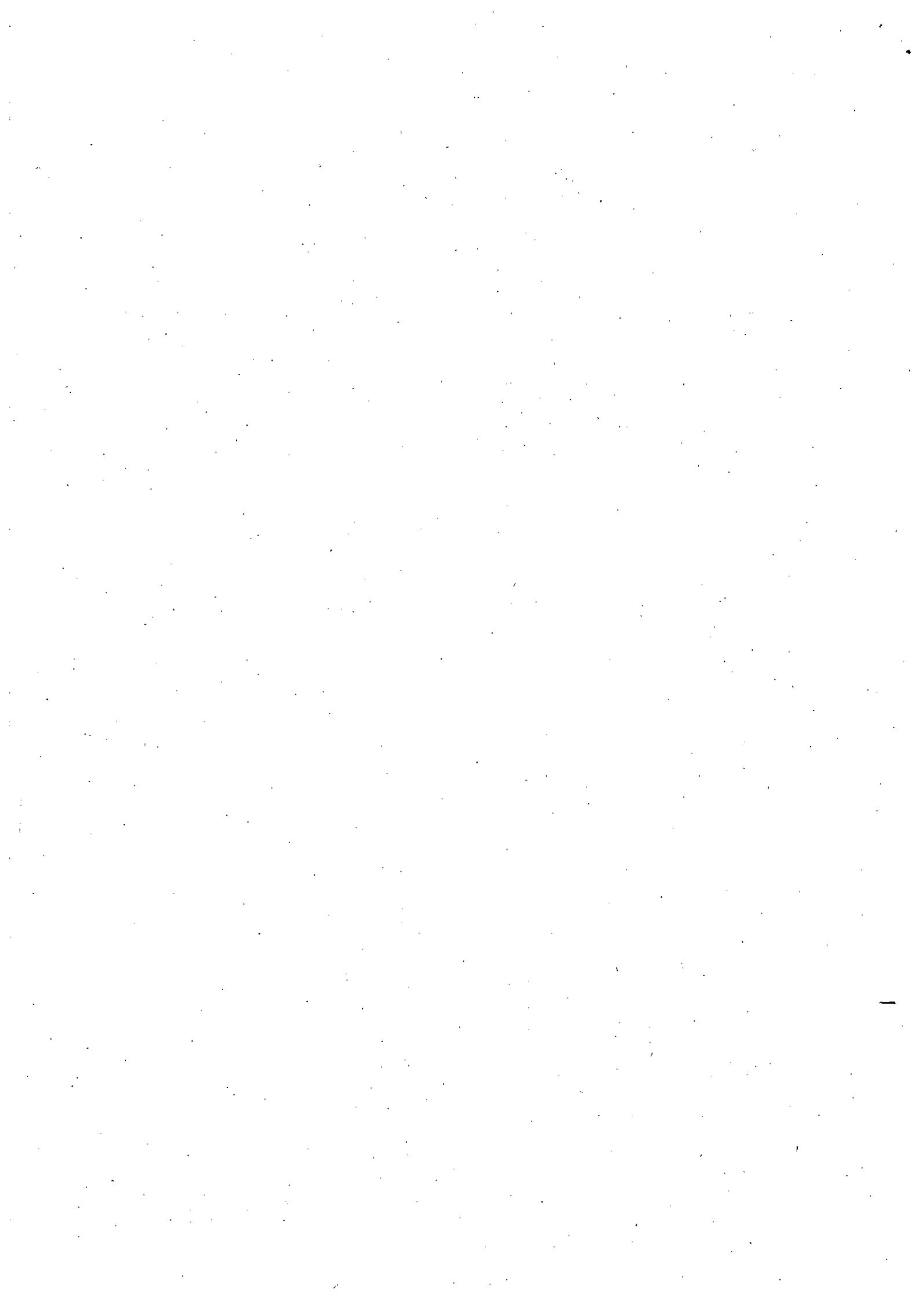


第36号議案 長崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 条例改正の内容	1
3 施行日	1
4 新旧対照表	2
参考 令和元年度厚生労働科学特別研究事業 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」 より抜粋	3



## 1 条例改正の概要

### (1) 改正する条例

長崎市公衆浴場法施行条例（以下「公衆浴場条例」という。）

### (2) 改正理由

厚生労働省は、公衆浴場における男女の混浴年齢制限の見直しを行う目的で実施した厚生労働科学特別研究事業の研究成果やパブリックコメントの結果等を踏まえ、令和2年12月10日付けで、「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部を改正し、混浴制限年齢の目安を「10歳以上」から「7歳以上」に見直した。

この要領の改正に伴い、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第3条第2項により保健所を設置する市が条例で定めることとされている営業者が講ずべき措置の基準について見直しを行うもの。

#### ※関係法令【抜粋】

##### ○公衆浴場法

第3条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

## 2 条例改正の内容

営業者の講ずべき措置の基準のうち、男女の混浴に係る対象の年齢を引き下げるもの。

改正前：おおむね 10歳以上の男女を混浴させないこと。

改正後：おおむね 7歳以上の男女を混浴させないこと。

## 3 施行日

令和3年7月1日

#### 4 新旧対照表

##### 長崎市公衆浴場法施行条例

現行	改正（案）
<p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準）</p> <p>第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) おおむね <u>10</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条～第8条 [略]</p>	<p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準）</p> <p>第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) おおむね <u>7</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条～第8条 [略]</p>

参考 令和元年度厚生労働科学特別研究事業

「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」より抜粋

1 条例に関する調査 (2019.7.1 現在 154 自治体)

条例に規定されている自治体 (124 自治体) の混浴禁止年齢

年齢	7 歳	8 歳	10 歳	12 歳
自治体数	2	14	93	15

2 成人を対象とした調査 (2019.12 アンケート 3,631 名の集計)

(1) 子どもに混浴をさせた経験があると回答した人 (1,018 人) のうち子どもを最後に混浴させた年齢

年齢	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	他の年齢
割合	11.4%	22.1%	15.7%	19.4%	15.0%	16.4%

(2) 子どもの混浴禁止について

区分	年齢に応じ禁止の必要あり	混浴禁止の必要なし	混浴の全面禁止
割合	80.3%	14.9%	4.8%

(3) 子どもの年齢に応じ混浴禁止の必要ありと回答した人のうち混浴を禁止とする年齢

年齢	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	他の年齢	※その他
割合	8.5%	18.5%	15.7%	3.5%	2.2%	6.5%	14.4%	30.7%

※その他：子どもの混浴は年齢に応じて制限する必要があるが一律に年齢制限の必要はない

3 子どもを対象とした調査 (7 歳から 12 歳までの男女 1,500 名の集計)

水着なしでの異性混浴を恥ずかしいと思いはじめた年齢

年齢	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	他の年齢
割合	16.1%	27.0%	21.2%	13.4%	7.0%	4.0%	11.3%

4 結論

衛生等管理要領における混浴制限年齢は 10 歳であるが、本研究の成果により、成人の考える子どもの混浴禁止とすべき年齢は「6 歳から」がピークで次いで「7 歳から」、子どもがはずかしいと思いはじめた年齢も 6 歳と 7 歳が相対的に高く、公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢は 7 歳の割合が最も高いことが明らかとなった。また、幼稚園教諭からは、4~5 歳の時期に性の意識の芽生えがあるという意見も得た。これらのことを総合的に踏まえると、混浴禁止は 6 歳以上 (ただし 6 歳でも小学校入学前は可) とすることが妥当であると考えられる。